

## 足利市違反広告物除却ボランティア制度要綱

### (趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、屋外広告物法（昭和24年6月3日法律第189号。以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき、栃木県屋外広告物条例（昭和39年10月1日栃木県条例第64号。以下「条例」という。）に違反して足利市内に掲出された「はり紙」、「はり札等」、「広告旗」及び「立看板等」（以下「違反広告物」という。）の除却措置（以下「除却」という。）について、住民参加による地域での除却活動を推進する「足利市違反広告物除却ボランティア制度」に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 広告物：法第2条第1項の屋外広告物をいう。
- (2) はり紙：紙等に印刷又は手書きされたもので、建築物その他の工作物等（以下「工作物等」という。）に、押しピン、テープ、糊等により貼り付けられたものをいう。
- (3) はり札等：容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。
- (4) 広告旗：容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。
- (5) 立看板等：容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。

### (協力団体の認定)

第3条 足利市長は、違反広告物の除却活動を推進することが適当と認められる5名以上の団体を「足利市違反広告物除却協力団体」（以下「協力団体」という。）として認定することができる。

2 前項の認定を受けようとする団体は、違反広告物除却協力団体認定申請書（新規）（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、足利市長に提出するものとする。

- (1) 「足利市違反広告物除却協力員」（以下「協力員」という。）になろうとする者の住所、氏名等を記した名簿（様式第2号）
- (2) 活動予定日や活動地域等を記載した活動計画書（様式第3号）
- (3) その他、足利市長が必要と認めるもの

3 足利市長は、申請のあった団体を協力団体として認定したときは、足利市違反広告物除却協力団体認定書（様式第4号）を協力団体の代表者に交付するものとする。

4 協力団体の認定期間は、1年間を超えないものとする。ただし、足利市長が適当と認

めるときは更新することができる。

- 5 協力団体が認定の更新を受けようとするときは、認定期間満了の日までに違反広告物除却協力団体認定申請書(更新)(様式第1号)を足利市長に提出しなければならない。
- 6 第3項及び第4項の規定は、認定の更新について準用する。
- 7 認定された協力団体が申請書の内容を変更したときは、違反広告物除却協力団体認定変更申請書(様式第5号)に変更に係る書類を添えて足利市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、足利市長は承認の是非について協力団体の代表者に通知するものとする。
- 8 協力団体が解散するときは、違反広告物除却協力団体解散届(様式第6号)を足利市長に提出しなければならない。この場合、足利市長は当該届を受理した旨を協力団体の代表者に通知するものとする。
- 9 足利市長は、協力団体が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。この場合、足利市長は協力団体の代表者に通知するものとする。
  - (1) 協力員が5名未満になったとき。
  - (2) 協力団体としてふさわしくないと認められる行為があったとき、その他協力団体として適当でなくなったと足利市長が認めるとき。

(協力員の身分等)

第4条 足利市長が協力団体として認定した団体の構成員を協力員とする。

- 2 協力員は、足利市内に在住又は通勤・通学する20歳以上の者とする。
- 3 足利市長は、協力員に対し、法第7条第4項に基づく除却権限を委任するものとし、協力員は、足利市長の指示の下に違反広告物の除却を行うことができる。
- 4 前項の委任は、関係法令、この要綱の実施に関する講習会の受講後に、協力員に対し、委任された者であることを証する身分証明書(様式第7号)及び腕章(様式第8号)を交付することにより行う。
- 5 協力員に対して報酬は支給しない。ただし、足利市は、予算の範囲内において違反広告物の除却活動に必要な用具等を提供するとともに、除却活動中の事故による傷害に伴う入院等の費用を補償する保険に加入しその費用を負担する。
- 6 協力員の任期は、協力団体の認定期間内とする。なお、協力員の加入が認定期間途中に行われた場合は、委任された日から、当該協力団体の認定期間までとする。
- 7 協力員は、協力団体が認定期間を満了したとき、解散届を提出したとき又はその認定を取り消されたときは、その身分を失う。
- 8 足利市長は、協力員が次の各号のいずれかに該当するときは、協力員を解任することができる。
  - (1) 協力員から解任の申し出があったとき。
  - (2) 協力員としてふさわしくないと認める行為があったとき。
- 9 協力員がその身分を失ったときは、身分証明書及び腕章を返却しなければならない。

(協力員の活動等)

第5条 足利市長が協力員に除却権限を委任する事項は、協力団体が認定申請時に提出し

た活動計画書に記載した活動予定日及び活動地域におけるものに限る。ただし、特に足利市長が認める場合は、この限りでない。

2 協力員は、この要綱に基づく活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。

(市の責務等)

第6条 足利市は、この要綱に基づく活動を円滑に推進するため、市民、事業者、関係機関、県、国等に対し、必要な協力を要請するものとする。

(所管課)

第7条 本制度に関する事務は都市建設部都市計画課が所管する。

(推進員の活動の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協力員の活動等に関して必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

足利市違反広告物除却協力団体認定申請書（新規・更新）

受付番号

平成 年 月 日

足利市長 あて

（申請者）

団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

代表者住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

足利市違反広告物除却ボランティア制度要綱第 3 条（第 2 項・第 5 項）の規定に基づき、下記のとおり違反広告物除却協力団体としての（認定・更新）を申請します。

記

1 活動地域 \_\_\_\_\_

2 構成員数 \_\_\_\_\_ 名

3 添付書類（更新の場合は内容に変更がない限り不要）

協力員名簿（様式第 2 号）

活動計画書（様式第 3 号）

活動地域を示す図面

除却物件の一時保管場所を示す図面

その他

申請上の注意

- ・違反広告物除却協力団体として認定されるためには、協力員 5 名以上の在籍が必要です。
- ・不明な点があれば、足利市都市建設部都市計画課までお問い合わせください。

協力員名簿

団 体 名	
代 表 者 氏 名	
代 表 者 住 所	
代 表 者 連 絡 先	

( 枚中 / 1 枚目 )

番号	氏 名	生年月日 (年齢)	住所 (又は勤務先所在地) ( 電 話 番 号 )	備考
1		大正・昭和 年 月 日 ( 才 )		
2		大正・昭和 年 月 日 ( 才 )		
3		大正・昭和 年 月 日 ( 才 )		
4		大正・昭和 年 月 日 ( 才 )		
5		大正・昭和 年 月 日 ( 才 )		
6		大正・昭和 年 月 日 ( 才 )		
7		大正・昭和 年 月 日 ( 才 )		
8		大正・昭和 年 月 日 ( 才 )		
9		大正・昭和 年 月 日 ( 才 )		
10		大正・昭和 年 月 日 ( 才 )		

参加予定者の方は全員記入してください。(年齢は申請書提出日現在の年齢をお書きください。)  
 変更申請書に添付する場合は、備考欄に、増員、減員、内容変更の別を記入してください。

( 枚中 / 枚目 )

番号	氏名	生年月日(年齢)	住所(又は勤務先所在地) (電話番号)	備考
		大正・昭和 年 月 日(才)		
		大正・昭和 年 月 日(才)		
		大正・昭和 年 月 日(才)		
		大正・昭和 年 月 日(才)		
		大正・昭和 年 月 日(才)		
		大正・昭和 年 月 日(才)		
		大正・昭和 年 月 日(才)		
		大正・昭和 年 月 日(才)		
		大正・昭和 年 月 日(才)		
		大正・昭和 年 月 日(才)		

参加予定者の方は全員記入してください。(年齢は申請書提出日現在の年齢をお書きください。)  
変更申請書に添付する場合は、備考欄に、増員、減員、内容変更の別を記入してください。

活動計画書

団体名 \_\_\_\_\_

<p>活動予定                  (活動日又は、1年間の活動予定(回数、時期)を記入してください。)</p>	
<p>活動地域                  (図面に代えても、結構です。)</p>	
<p>活動方法                  (どのような体制で活動されるかできるだけ具体的に記入してください。)</p>	
<p>除却物件の保管・回収等</p>	<p>一時保管場所</p> <p>希望する回収方法(はり紙を除く。)</p> <p>1. 自主的に市が指定した回収場所へ搬送する。                  2. 自主的に搬送はできないので、行政で回収して欲しい。                  3. その他                  ( )</p>

変更の場合は該当する項目のみ記入してください。

認定番号

## 違反広告物除却協力団体認定書

団 体 名

代 表 者 名

平成 年 月 日付けで申請があった違反広告物除却協力団体の認定については、足利市違反広告物除却ボランティア制度要綱の規定に基づき、下記のとおり認定します。

### 記

1 活 動 地 域

2 認 定 期 間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

平成 年 月 日

足利市長

印

### 【注意事項】

- ・ 協力員の委任は、講習会の受講後に身分証明書及び腕章を交付することにより行います。（委任を受けてからでなければ活動することはできません。）
- ・ 届出の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書（様式第5号）を提出してください。



足利市違反広告物除却協力団体認定変更申請書

受付番号

平成 年 月 日

足利市長 あて

(申請者)

認定番号 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

代表者住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

足利市違反広告物除却ボランティア制度要綱第 3 条第 7 項の規定に基づき、下記のとおり違反広告物除却協力団体の変更について申請します。

記

変更の有・無	項目	変更前	変更後	添付書類
	団体名	名称	名称	不要
	代表者に関する事項	氏名 住所 電話番号	氏名 住所 電話番号	不要
	協力員に関する事項			様式第 2 号
	活動計画に関する事項			様式第 3 号

変更する項目の欄に 印を記入してください。

必要に応じて図面等を添付してください。

足利市違反広告物除却協力団体解散届

受付番号

平成 年 月 日

足利市長 あて

(届出者)

認定番号 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

代表者住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_


足利市違反広告物除却ボランティア制度要綱第3条第8項の規定に基づき、下記のとおり違反広告物除却協力団体の解散を届け出ます。

記

理 由

解 散 日

(表)

NO. _____	
	
<b>足利市違反広告物除却協力員証明書</b>	
住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日
上記の者は、屋外広告物法第7条第4項に基づき委任した者(足利市違反 広告物除却協力員)であることを証明する。	
平成	年 月 日
足利市長	印

(裏)

この証明書は、足利市違反広告物除却ボランティア制度要綱に基づく、足利市違反広告物除却協力員であることを証明するものです。

(注意事項)

- ・この証明書は、本人にのみ有効です。他人に譲渡し、又は貸与することはできません。
- ・活動の際は必ずこの証明書を携帯し、腕章を着用してください。
- ・万一紛失された場合には、下記の連絡先へご連絡ください。

連絡先 足利市 都市建設部 都市計画課  
電話 0284-20-2167

<b>足利市違反広告物除却協力員</b>	
<b>足利市</b>	